

子供への虐待の防止等に関する条例案(仮称)の項目検討

資料4-2

■総則

【目的】

考え方・方向性	項目の例
<p>★子供を虐待から守り、健やかな成長を図るため、行政等の責務を明らかにし、虐待防止の取組を強化することが必要</p> <p>★子供の権利利益の擁護等について、児童虐待の防止等に関する法律(以下「虐防法」という。)と同様に明記</p>	<p>○行政、都民、保護者、関係機関等の責務</p> <p>○関係機関等が一体となって全ての子供を虐待から守る環境づくり、子供の権利利益の擁護と健やかな成長</p>

【定義】

<p>★条例において定義づけが必要な文言について整理</p> <p>★虐待防止施策における母子保健施策の重要性を踏まえ、関係機関の1つとして保健機関を明記</p> <p>★平成7年度から東京都が独自に事業開始し、区市町村とともに進めてきた子供家庭支援センターを明記 (これまで連携・協働してきた実績、それを今後一層進めていくため、また一層都民の理解を深めるため明記) ※cf.【連携・情報共有】の項</p>	<p>○子供 児童虐待の防止等に関する法律虐防法に規定する児童</p> <p>○保護者 虐防法に規定する保護者</p> <p>○虐待 虐防法に規定する児童虐待</p> <p>○関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、保健機関その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者</p> <p>○子供家庭支援センター: 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う区市町村の機関</p>
---	--

【基本理念】

<p>★同様の趣旨が法に規定されているものの、子供が権利の主体であり、その意見の尊重や、安全・安心、最善の利益を最優先にする認識を共有し、社会全体で虐待防止を進めるため、改めて明記</p>	<p>○虐待は、子供への重大な権利侵害で、心身の健やかな成長を阻害。社会全体で防止</p> <p>○子供の成長、年齢等に応じた意見の尊重、子供の安全及び安心並びに最善の利益を最優先</p>
--	--

考え方・方向性	項目の例
---------	------

【責務】

<p>★児童福祉法(以下「児福法」という。)、虐待法その他の関係法令等を踏まえ、行政・都民・保護者・関係機関等の責務を定め、虐待に係る理解を広く深め、社会全体で虐待から子供守ることが必要</p> <p>★しつけと称して正当化することがないよう、保護者による体罰等の禁止を明記</p>	<p>○東京都の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、虐待防止に関する施策の実施、必要な体制整備 ・虐待防止・対応にかかる区市町村の母子保健施策、子育て支援施策(障害児支援施策を含む。)及び虐待防止対応施策への支援 ・虐待防止及び虐待を受けた子供の成長や自立に対する理解に資する、広報、普及活動 <p>○都民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民(都内在住の者に限らず、在勤・在学の者を含む。)及び都内の団体は、子供を虐待から守ることに関し理解 <p>○保護者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の養育にかかる一義的責任、子供の健全な成長 ・子供のしつけに際して、体罰又は品位を傷つける形態による罰を与えることの禁止 <p>○関係機関等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見 ・都、区市町村等との連携、虐待防止施策の推進に積極的に協力
---	---

■未然防止

<p>★虐待の未然防止には、妊娠・出産から子育てに至るまで切れ目のない相談や支援が重要</p> <p>★虐待を受けずに育てられるべきことや、困りごとを相談してよいことなどを、子供自身が認識できるような情報提供・啓発等が重要</p> <p>★母子保健施策は、妊産婦や子供の健康の保持・増進のみならず、虐待の未然防止に資することも踏まえ、区市町村を支援することが重要</p>	<p>○子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母性、妊婦及びその家族又は保護者が、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の切れ目のない子育て支援に関する施策を実施 <p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供自身が、守られるべき存在であることを認識し、自らも安全確保できるよう、又は予期しない妊娠等に至らないための必要な情報提供(学校、放課後の活動場所での情報提供・啓発等)。 <p>○母子保健施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が実施する母子保健に関する施策について支援 ・予期せず妊娠した者又は医療機関未受診の妊婦を、医療及び支援につなぐため、医療機関及び区市町村と連携し、普及啓発や相談体制を整備 <p>○各種健診等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診勧奨等に応じる保護者等の努力義務
---	---

考え方・方向性	項目の例
---------	------

■ 早期発見・早期対応

【通告しやすい環境づくり】

<p>★ 通告義務及びその趣旨・通告先の一層の周知が必要 (通告は、子供の安全確保等のみならず、子育ての困難さを抱える家庭・保護者への支援の契機となるもの)</p>	<p>○ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、子供家庭支援センターや児童相談所に通告</p> <p>○ 虐待通告義務の履行の趣旨(子供を守る及び家庭を支援する契機)の周知、通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制の整備</p>
---	--

【子供の安全確認】

<p>★ 子供の安全を最優先にする観点から、安全確認を速やかに行うことが必要</p> <p>★ 児童相談所等の訪問に拒否的な保護者もあり、安全確認が困難となる場合があるため、保護者、都民、都内の団体の安全確認への協力が必要</p> <p>★ 確認等が困難な場合には、子供の安全を最優先にするため、児童相談所のもつ法的権限を速やかにかつ適切に行使することが必要</p>	<p>○ 虐待通告を受けたときは、児童相談所長や区市町村長(子供家庭支援センター等)は、速やかに、子供の安全を確認 子供自身や家族等から相談があった場合、児童相談所長等が自ら虐待のおそれがあると判断した場合、他の児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合又は区市町村から送致を受けた場合も同様</p> <p>○ 児童相談所及び子供家庭支援センターの子供の安全確認への、保護者等の協力義務</p> <p>○ 都民(在勤・在学の者を含む。)及び都内の団体(建物所有者・管理会社が都外に所在する場合を含む。)は、児童相談所及び子供家庭支援センターが行う子供の安全確認に協力</p> <p>○ 一時保護、立入調査、臨検・搜索等の法的権限を、速やかにかつ適切に行使</p>
---	--

考え方・方向性	項目の例
---------	------

【児童相談所等の調査】

<p>★虐待の早期発見・早期対応には、情報収集が重要</p> <p>★虐待防止に係る情報は、関係機関等に限らず一般の民間事業者も有しており、情報提供を求めることが必要 (応諾義務まで課さずとも、条例で児童相談所等が情報提供を求めることを規定することで、民間事業者が個人情報保護法の規定を適用して情報提供できる明確な根拠を設ける)</p> <p>・平成28年度改正の虐防法で、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められた場合、従来から規定されていた地方公共団体の機関に加え、医療機関や学校等の関係機関も当該資料を提供できる旨を規定</p>	<p>○児童相談所及び子供家庭支援センターは、都内の団体(集合住宅の管理会社やスーパー等の一般事業者を含む。)に対し、虐待に係る児童、又はその保護者の心身の状況など虐待の防止等に係る情報提供を依頼</p>
---	--

【連携・情報共有】

<p>★都内の児童相談体制の車の両輪をなす児童相談所と子供家庭支援センターとの役割分担及び一層の連携・協働の考え方を明記</p> <p>★虐待対応においては、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)による関係機関等の連携が重要であり、その運営の円滑化・活性化を図ることが必要</p>	<p>○児童相談所間で事案の移管を行う場合、その緊急性又は重症度に応じ、的確に引継ぎを実施</p> <p>○児童相談所は、専門的対応や一時保護や施設入所措置・里親委託等を行うとともに、身近な地域で子供と家庭の相談支援・見守りを行う子供家庭支援センター(その他の区市町村機関)と密接に連携又は協働</p> <p>○東京都又は区市町村が設置する要対協において、関係機関等と必要な情報を共有</p> <p>○区市町村が設置する要対協の円滑な運営等のため、必要な助言等の支援を実施</p>
--	--

考え方・方向性	項目の例
<p>■虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援</p> <p>★子供は家庭において養育されることが原則であり、良好な家庭環境の形成や親子関係の構築等に向けた支援が重要</p> <p>★措置によらない指導等について保護者の責務を規定 ・措置である児童福祉司指導については、虐待法で従う義務を規定</p>	<p>○虐待を受けた子供が、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援や教育を受けられる施策を実施</p> <p>○児童相談所は、区市町村等と連携し、虐待を行った保護者に対し、良好な家庭環境の形成や適切な親子関係の構築、又は再び虐待を行わないよう必要な指導及び支援を実施</p> <p>○児童相談所及び子供家庭支援センターによる指導又は支援について、これらに応じて、必要な改善等を行う保護者の責務</p>
<p>■社会的養護・自立支援</p> <p>★平成28年の児福法改正の内容等も踏まえ、里親制度の推進を改めて明記</p> <p>★社会的養護のもとで育った子供等の社会的自立のため、アフターケアや、都民の理解促進が必要</p>	<p>○社会的養護の充実を図るため、里親制度の普及啓発、里親等委託の推進や、乳児院、児童養護施設、その他事業を充実</p> <p>○社会的養護のもとで育った子供等への理解、円滑な社会的自立のため、必要な普及啓発・支援(※)を実施 ※施設退所や里親等委託解除後のアフターケアを含む。</p> <p>○都民は、社会的養護のもとで育った子供等が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、理解促進</p>

考え方・方向性	項目の例
<p>■人材育成・その他</p> <p>【人材育成等】</p>	
<p>★虐待対応の専門機関として困難ケースに対応するため、児童相談所職員の育成が必要</p> <p>★地域で子育て家庭を支え、虐待を防止し又は早期発見・早期対応するための人材育成が必要</p> <p>★地域で虐待防止等に取り組む民間団体との連携・支援も重要</p>	<p>○虐待の早期対応その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成</p> <p>○区市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、必要な知識及び技術の修得に資する研修等を実施</p> <p>○地域で子育て支援や虐待防止に取り組む民間団体との連携・民間団体への支援</p>
<p>【虐待死亡事例等の検証】</p>	
<p>★虐待死亡事例等の重大事例の再発防止のためには、十分な検証や支援の振返りが重要</p> <p>★検証結果を十分活用し、虐待防止の取組に生かすことが必要</p>	<p>○虐待による死亡事例等の重大事例の検証結果を踏まえ、再発防止に向けた取組の推進</p> <p>○虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行うに当たって、事例に関与した団体に対し、必要な情報提供を依頼</p> <p>○虐待による死亡事例等の重大事例について、要対協又は区市町村の関係機関が支援経過等の振返り等を行う努力義務</p>
<p>【公表】</p>	
	<p>○毎年度、虐待防止施策の実施状況をホームページ等により公表</p>